

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、同第●●号、同第●●号 所得税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(目黒税務署長)

平成27年5月26日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	駒場 豊
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	目黒税務署長 中林 英夫
指定代理人	別紙指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 目黒税務署長が平成24年2月28日付けで原告に対してした平成20年分の所得税の更正処分のうち納付すべき税額289万5500円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 2 目黒税務署長が平成24年2月28日付けで原告に対してした平成21年分の所得税の更正処分のうちマイナス(還付金の額に相当する税額)788万5498円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 3 目黒税務署長が平成24年2月28日付けで原告に対してした平成22年分の所得税の更正処分(ただし、平成24年5月10日付け減額再更正により一部取り消された後のもの)のうち納付すべき税額472万1900円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、医療法人社団A(以下「A」という。)の理事長を務める原告が、平成20年分ないし平成22年分(以下「本件各年分」という。)の各所得税の確定申告をしたところ、処分行政庁が、Aに係る法人税の調査に基づき、原告がAから借り入れた金員(以下「本件借入金」といい、債権者であるAにおいては「本件貸付金」という。)に係る支払利息について、本件借入金に対し通常支払うべき利息の額(以下「本件利息相当額」という。)とAが決算において収入に計上した利息の額(以下「本件受取利息額」という。)との差額相当額が原告に対する経済的利益(以下「本件経済的利益」という。)の供与と認められるとして、本件各年分の所得税について、本件経済的利益の額を原告の給与所得に加算して各更正処分(以下「本件各更正処分」とい

う。)及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。)を行ったことから、原告が、本件各更正処分等(ただし、平成22年分の更正処分については、平成24年5月10日付けで行われた減額更正処分後のもの。)の取消しを求めている事案である。

## 1 関係法令等の定め

- (1) 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(これらを併せて「給与等」という。)に係る所得をいう(所得税法(平成23年法律第82号による改正前のもの。以下同じ。)28条1項)。
- (2) その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額(金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額)とし(所得税法36条1項)、当該経済的な利益の価額は、当該利益を享受する時における価額とする(同条2項)。
- (3) 所得税法36条1項に規定する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」には、金銭の貸付け又は提供を無利息又は通常より低い利率で受けた場合における通常より計算した利息の額又はその通常より計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額に相当する利益が含まれる(所得税基本通達(平成23年課法9-9、課個2-33、課審4-46による改正前のもの。以下「基本通達」という。)36-15)。
- (4) 使用者が役員又は使用人に対し金銭を無利息又は後記の基本通達36-49により評価した利息相当額に満たない利息で貸し付けたことにより、その貸付けを受けた役員又は使用人が受ける経済的利益であっても、役員又は使用人に貸し付けた金額につき、使用者における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め、これにより利息を徴している場合に生じる経済的利益については、課税しなくて差し支えない(基本通達36-28)。
- (5) 所得税法36条2項に規定する経済的な利益の享受の時における価額に関して、使用者が役員又は使用人に貸し付けた金銭の利息相当額については、当該金銭が使用者において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかな場合には、その借入金の利率により、その他の場合には、貸付けを行った日の属する年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法15条1項1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの利率を加算した利率(その利率に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)により評価する(基本通達36-49)。

## 2 前提事実(争いのない事実、顕著な事実及び掲記の証拠により容易に認められる事実)

### (1) 当事者

原告は、平成5年7月●日に成立したAにおいて、成立時から本件各更正処分時まで継続して理事長の地位にあり、Aから支払を受ける給与等に係る給与所得のほかに、事業所得、不動産所得、株式等の譲渡所得及び配当所得(以下「本件各所得」という。)などを有するとして、本件各年分の所得税の確定申告をしていた。Aの事業年度は、毎年、7月1日から翌年の6月30日までである。

### (2) 本件貸付金

Aの総勘定元帳等に基づき整理すると、平成18年1月1日以後のAの原告に対する本件貸付金の各月末残高は、その発生時期ごとに、別表1の各「残高」欄のとおりである。

本件貸付金に係る受取利息は、平成17年7月から平成20年6月までの期間については年0.01パーセントの利率、平成20年7月から平成22年6月までの期間については年2.0パーセントの利率で計算されており、Aは、受取利息として、平成18年6月30日に10万4165円、平成19年6月30日及び平成20年6月30日にそれぞれ11万7312円、平成21年6月30日に1027万4466円、平成22年6月30日に837万6435円を収益に計上している（別表2参照）。ただし、これらの金額は、いずれも計上日において、未収入金として経理処理されている。

なお、Aは、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの事業年度（以下「平成18年6月期」といい、他の事業年度も同様に表記する。）以後の各事業年度の末日において、借入金債務を有していない。

### （3）他の債権債務関係等

原告が、本件貸付金の額に影響を及ぼすものとして主張する他の債権債務関係等に係る事情は次のとおりである。

#### ア 有価証券

別表3の順号1ないし8の各有価証券（以下「本件各有価証券」という。）は、B証券株式会社自由が丘支店（以下「B証券自由が丘支店」という。）に開設された原告名義の証券口座（以下「原告名義証券口座」という。）において、同表の「約定日」欄の各約定日に取得されたものである。

#### イ 原告に対する給与

Aは、帳簿上、原告に対する給与として、平成18年6月30日付けで1710万円、平成19年6月30日付けで2160万円、平成20年6月30日付けで1200万円を「医師給与」勘定に計上し、平成20年7月から平成21年6月までは毎月100万円、平成21年7月から同年12月までは毎月400万円を「役員報酬」勘定に計上し、それぞれ計上した日の属する事業年度の損金の額に算入したが、これらの金額は、いずれも計上した日時点において原告に支払われず、未払金として経理処理されている（以下、上記医師給与及び役員報酬を併せて「本件未払給与」という。）。なお、Aは、平成22年1月から6月までの期間に係る原告に対する給与に関する経理処理をしていない。

#### ウ 原告に対する賃借料

Aは、原告に対するCクリニックの建物の賃借料として、平成19年6月30日付けで600万円、平成20年6月30日付けで600万円、平成21年6月30日付けで1200万円を計上し、平成21年7月から平成22年6月までは毎月50万円を計上し、それぞれ計上した日の属する事業年度の損金の額に算入したが、これらの金額は、いずれも計上した日時点において原告に支払われず、未払金として経理処理されている（以下、上記賃借料を併せて「本件未払賃借料」という。）。

### （4）本件各更正処分等に至る経緯

本件更正処分等の経緯等は、別表4-1ないし3のとおりであり、その具体的な経緯は以下のとおりである。

ア 処分行政庁は、平成23年7月8日付けで、Aに対する税務調査に基づき、本件経済的利益の額を原告に支払う給与に加算して源泉徴収に係る所得税（以下「源泉所得税」という。）の額を再計算し、既に納付済みの源泉所得税の額との差額について、Aに対して納税告知処

分を行った。

イ 原告に対する税務調査を担当した目黒税務署所属の職員（以下「本件所得税調査担当者」という。）は、本件経済的利益の額に係る原告の給与所得について、原告の申告内容等と照合及び検討した上で、原告の顧問税理士に対し、原告の本件各年分の所得税の申告について是正が必要である旨を連絡した。

これに対し、顧問税理士が修正申告に応じるかどうかを原告と相談の上、書面で回答するとしていたところ、原告は、「甲個人の確定申告の修正申告につきましては、現在、法人税の更正決定にかかる東京国税不服審判所にて審査中（括弧内省略）のため、回答できません。」と記載した平成23年12月19日付けの書面を提出した。

そこで、本件所得税調査担当者は、原告から修正申告書が提出される見込みがないものと判断し、平成23年12月22日、本件各年分の所得税について更正の手続を進める旨を顧問税理士に連絡し、原告にその旨伝えるよう依頼した。

ウ 処分行政庁は、原告の給与所得の金額及び源泉徴収税額に誤りがあるとして、本件各更正処分等を行った。これは、本件利息相当額と本件受取利息額との差額が本件経済的利益の額に当たるとして、これを原告の給与所得に加算することを前提とする処分である。

エ 原告は、平成24年4月11日、国税通則法（平成23年法律第114号による改正前のもの。以下「通則法」という。）75条4項1号に基づき、本件各更正処分等の取消しを求める審査請求をした。

オ 目黒税務署長は、平成24年5月10日付けで、原告に対し、原告の平成22年分の所得税について、総所得金額68,244,182円（給与所得の金額45,880,137円）、納付すべき税額6,854,100円とする減額再更正をした。

カ 国税不服審判所長は、平成25年3月13日付けで、原告の審査請求を棄却する旨の裁決をした。

キ 原告は、平成25年9月13日、本件各更正処分等の取消しを求めて本件訴えを提起した（顕著な事実）。

### 3 税額等に関する当事者の主張

被告が本件訴訟において主張する本件各更正処分等の根拠及び計算は別紙課税の根拠及び計算記載のとおりであるところ、原告は、後記4の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を明らかに争わない。

### 4 争点

- (1) 本件各更正処分等は処分行政庁の調査に基づいて行われたものか否か（以下「争点（1）」という。）。
- (2) 本件各有価証券は、原告に帰属するものか否か（以下「争点（2）」という。）。
- (3) 本件借入金の額は、原告に対してAが有する未払給与及び未払家賃を減額した額とすべきか否か（以下「争点（3）」という。）。
- (4) 本件利息相当額の算定は、所得税基本通達36-49後段に定める利率によるべきか否か（以下「争点（4）」という。）。
- (5) 本件経済的利益の額に相当する金額は、原告の所得金額の計算上、必要経費に算入すべきか否か（以下「争点（5）」という。）。

### 5 争点に関する当事者の主張の要旨

## (1) 争点 (1) について

### (原告の主張の要旨)

処分行政庁は、Aに対して調査を行ったが、原告に対しては一度も調査が行われなかった。原告は、Aの原告に対する貸付金により、資産運用、不動産購入等を行っているにもかかわらず、不動産所得、事業所得と無関係であるとして、これらに関して一切の調査をすることなく、給与所得に関する調査のみによって更正処分をすることは違法である。

### (被告の主張の要旨)

通則法24条にいう「調査」とは、課税標準等又は税額等を認定するに至る一連の判断過程の一切を意味する極めて包括的な概念であり、調査の方法、時期などその具体的な手続については、課税庁に広範な裁量権が認められている。そこで、課税庁は、その必要とする範囲及び程度において調査し、それをもって足りると解すべきであって、納税義務者に対し直接質問調査をしなければならないものではなく、また、課税庁が既に収集した資料を基礎として内部において調査し、正当な課税標準を認定することも、同条にいう「調査」に含まれると解すべきである。

本件所得税調査担当者は、Aに対する税務調査の担当者（以下「本件法人税調査担当者」という。）がAの調査において収集した資料等を基礎として、原告の申告内容等と照合するなどして検討し、原告の本件各年分の所得税の申告については是正が必要である旨を顧問税理士を通じて原告に連絡した上、原告からAの更正処分について審査請求中であるため修正申告に応じるか否か回答できないとの連絡を経て、本件各更正処分を行ったものである。

したがって、本件所得税調査担当者は、合理的な裁量権の範囲内で通則法24条の「調査」を行ったものと認められ、適法に行われた当該調査に基づき本件各更正処分が行われたのであるから、原告の上記主張は失当である。

## (2) 争点 (2) について

### (原告の主張の要旨)

Aでは、設立当初より余裕資金の運用として証券等を取得したいと考えていたが、Aの設立当初、医療法人は、一般的に投資有価証券を保有することができないと解されていたことから、やむを得ずAから原告が余裕資金を借り入れ、原告名義で証券等の購入を行っていた。本件各有価証券は、原告名義となっているが、そのうち別表3の順号2ないし4及び8（4については2分の1の持分に限る。）の各有価証券（以下「原告主張各有価証券」という。）は、実質的にはAの所有する有価証券であり、これらの有価証券の購入時に購入価格と同額の短期貸付金の返済があったものとすべきである。平成16年8月19日に至り、厚生労働省医政局長から各都道府県知事宛に通達が発せられ、医療法人も長期保有目的の債券を含む各種証券等を保有することができることが明らかとなったものの、それまでの証券会社との取引の経緯から、引き続き、実質的にAの有価証券購入も原告名義で行われていた。平成19年以降は、原告個人の投資とAの投資とが存在するが、原告はハイリスク・ハイリターン投資を、Aはより安全性の高いと認められるものに限定して投資を行っており、両者の区別は可能である。この点に関し、処分行政庁の担当者は、原告の上記主張を認めていた。

### (被告の主張の要旨)

本件各有価証券の帰属を判断するためには、実質に即した検討をすべきところ、本件各有価証券は、原告名義証券口座で取得、保有されており、本件各有価証券の権利者として表示され

ている者は原告である。また、Aは、原告に対し、本件各有価証券の取得について、購入資金を拠出したり、依頼をしたりしていない。さらに、本件各有価証券は原告が占有・管理している。その上、Aに帰属するとする有価証券に係る原告の主張が変遷している。以上によれば、本件各有価証券は原告に帰属するものである。

### (3) 争点 (3) について

(原告の主張の要旨)

原告に対する給与、家賃について、A事務局長であった丙の在職当時は（平成13年7月まで）、現実に支払われるかAの原告に対する貸付金と相殺する扱いがなされ、未払給与、未払家賃の計上はなされておらず、原告の認識としては、平成13年7月以降も、給与、家賃については現実に支払われなかった場合には貸付金と相殺をする意思を有していた。丙の入院、死亡後、事務局長が不在となり、帳簿上、上記の処理がなされないままとなっていたものであるから、原告に対してAが有する未払給与及び未払家賃（以下、両者を併せて「本件未払給与等債務額」という。）は本件貸付金と相殺されるべきである。

(被告の主張の要旨)

Aは、原告に対する本件貸付金に係る受取利息の計算に当たって、本件未払給与等債務額と本件貸付金との相殺の経理処理を行っていない場合は、本件未払給与等債務額があるとしても、相殺前の帳簿上の短期貸付金勘定残高を利息計算の基礎としており、他方、実際に相殺の経理処理をした場合は、相殺後の短期貸付金勘定残高をもって利息計算を行っている。加えて、Aは、原告に対する未払給与に係る源泉所得税について、相殺の経理処理をした平成20年7月1日以後の同月4日及び平成21年1月20日にそれぞれ納付しているのであるから、当該相殺の経理処理をもって、原告に対する未払給与債務の減少を認識したと認められる。そうすると、本件未払給与等債務額と本件貸付金とは、実際に相殺等の経理処理が行われるまでの間は、原告とAとの間の債権債務として別個独立して存在するものとみるべきである。

### (4) 争点 (4) について

(原告の主張の要旨)

法人の貸付金について、その利息を認定するという法令上の規定はなく、認定利息に適用する利率についても何らの法律上の根拠はない。基本通達36-49は、延滞税の利率を考慮して定められたものと考えられるが、延滞税については、期限内における適正な実現を担保すること、期限内に適正に国税を履行した者との権衡を図ることを目的とするところ、Aの原告に対する貸付金については、早期に弁済を求められていた事実はなく、履行遅滞があったわけでもないから、本件については、延滞税と同様の利率が適用される前提がない。

(被告の主張の要旨)

基本通達36-49は、使用者が役員等に貸し付けた金銭が、使用者において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかでない場合に、通達を定めずに利息相当額を個別に評価することとすると、貸主と借主の関係、担保の有無とその種類、貸付期間など種々の要素により異なった評価額が生じることとなり、納税者の予測可能性を害する上、課税事務の統一的な執行が困難になるおそれを生じさせるから、客観性を有する利子税の利率（特例基準割合）によって画一的に評価することとしたものであり、この定めは、納税者の予測可能性の向上、納税者間の公平、納税者の便宜及び徴税費用の節減という見地から見て合理的なものといえる。これを本件に当てはめると、Aには、他からの借入金はなく、また、Aが本件貸付金に付した

利率は、0.01ないし2.0パーセントとされているところ、これらの利率は、借入金の平均調達金利等合理的と認められる利率とは認められないから、基本通達36-28(2)の「課税しなくて差し支えない」との取扱いを採用することはできない。したがって、本件貸付金の利息相当額の評価に当たり適用される利率は、貸付けを行った日の属する年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法15条1項1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(乙33)に年4パーセントを加算した4.1パーセントないし4.5パーセント(別表1「適用利率」参照)によることが妥当というべきである。

#### (5) 争点(5)について

##### (原告の主張の要旨)

Aからの借入金については、原告の各所得を稼得するために投入したものであり、この点は、原告の平成22年分の確定申告書からも明らかであるから、本件において経済的利益とされた利息相当額は、本件各所得の必要経費等として認められるべきである。

##### (被告の主張の要旨)

本件において、本件経済的利益とされた利息相当額が本件各所得の計算上必要経費等として控除されるためには、当該利息相当額が、株式その他配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子であること、譲渡所得の基因となった資産を取得するために要した負債の利子であること、あるいは不動産所得又は事業所得を生ずべき業務について生じた費用であることが必要である。しかしながら、原告は、本件借入金が、いずれの所得を稼得するためにいくら投入されているのかなど、その用途について具体的な主張立証をしていない。また、原告ないしAが作成した申告書や帳簿書類によっても、本件借入金と本件各所得を生ずべき業務、本件各所得の基因となる資産又はその購入費用との間に関連性を認めることはできないから、本件経済的利益とされた利息相当額は、本件各所得の必要経費等であるとは認められない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1)について

原告は、処分行政庁が必要な調査を行わず行った本件各更正処分は違法である旨主張する。

しかしながら、更正処分の適否は、その認定された課税標準又は税額等が実際の所得に相応しているか否かによるものであって、特段の事情がない限り、その調査手続の適否それ自体が同処分の適法性に影響を与えることはないものというべきである。

また、通則法24条にいう「調査」とは、課税標準等又は税額等を認定するに至る一連の判断過程の一切を意味し、課税庁の証拠資料の収集、証拠の評価あるいは経験則を通じての要件事実の認定、租税法その他の法令の解釈を経て更正処分に至るまでの思考、判断を含む極めて包括的な概念であり、調査の方法、時期などその具体的な手続については、何ら規定されていないから、課税庁に広範な裁量権が認められている。したがって、課税庁は、必要とする範囲及び程度において調査をすれば足りるのであり、納税義務者に対して直接質問調査をしなければならない義務を当然に負うものではないし、課税庁が内部において既に収集した資料を検討して正当な課税標準を認定することも、その裁量権の範囲内であり、同条にいう「調査」に含まれるものというべきである。なお、本件各更正処分は、原告の給与所得に関して行われたものであるから、同処分をするに際して、原告の不動産所得及び事業所得に関する帳簿書類の調査が求められたわけではない(所得税法155条1項)。

本件所得税調査担当者は、前提事実(4)アないしウのとおり、本件法人税調査担当者がAの

調査において収集した資料等を基礎として、原告の申告内容等と照合するなどして検討し、原告の本件各年分の所得税の申告について是正が必要である旨を顧問税理士を通じて原告に連絡した上、原告からAの更正処分について審査請求中であるため修正申告に応じるか否か回答できないとの連絡を経て、本件各更正処分を行ったものである。したがって、本件所得税調査担当者は、合理的な裁量権の範囲内で通則法24条の「調査」を行ったものと認められ、適法に行われた当該調査に基づき本件各更正処分が行われたものというべきであり、この点に関する原告の主張は採用できない。

## 2 争点（2）について

原告は、原告主張各有価証券は、原告がAから資金を借り入れて原告名義で購入していたものであるものの、実質的にはAの所有に係るものであるから、その購入時に購入価格と同額の短期貸付金の返済があったものとすべきである旨主張する。

そこで検討すると、所得税法12条は、資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、所得税法の規定を適用する旨規定しているところ、その趣旨は、課税物件の法律上（私法上）の帰属につき、その形式と実質が相違している場合には、実質に即して帰属を判定すべきと規定したものと解される。したがって、原告主張各有価証券の帰属を判断するに際しても、実質に即した検討をすべきであり、具体的には、有価証券の購入資金の出捐者及び取得の状況、その後の有価証券の占有・管理状況等、配当金の受領等の株主の権利の行使状況、あえて他人名義とすることの合理的な理由の有無等を総合してその帰属を判断するのが相当である。

そこで、まず、有価証券の取引・管理状況についてみると、前提事実（3）アで見たとおり、原告主張各有価証券を含む本件各有価証券は、B証券自由が丘支店に開設された原告名義証券口座において取得されたものであるところ、争いのない事実によれば、本件各有価証券の取得日前後において原告に対する短期貸付金の増加はなく、Aがこれらの各有価証券の取得のために原告に対して資金を拠出した事実があるとはうかがわれない（別表7参照）。そして、B証券自由が丘支店が平成23年4月25日付けで発行した原告名義証券口座の残高証明書によると、本件各有価証券は、平成22年6月30日時点においても同口座で保有されていたものであり、他に原告でなくAがその収益を享受していたと認めるに足りる事情があるともうかがわれない。そうすると、原告主張各有価証券を含む本件各有価証券は、原告に帰属するものと認められる。

付言すると、Aは、本件各有価証券の帰属に係る本件法人税調査担当者と原告とのやりとりをきっかけとして、平成21年6月期において、別表3の「経理処理日」欄の各日付で、本件各有価証券のうち順号1ないし7に掲げるものをAに帰属するとして経理処理し、同表の「資産計上額」欄の各金額で投資有価証券勘定に計上するとともに、当該各金額を短期貸付金勘定から減額する経理処理をしたが、その後、平成22年6月30日付けで、別表3の順号1の有価証券については、「資産計上額」欄の8363万円を投資有価証券勘定から減額するとともに、短期貸付金勘定を同額増額する経理処理を行い、別表3の順号8の有価証券については、「資産計上額」欄の1億2230万円を投資有価証券勘定に計上するとともに、短期貸付金勘定を同額減額する経理処理をしている（すなわち、投資有価証券として資産計上していた別表3の順号1の有価証券を、別表3の順号8の有価証券に差し替えている。）。このような変動が生じていることは、原告主張各有価証券がAに帰属するという原告の主張について疑問を差し挟むべき事情といえる

ところ、かかる取扱いがされたことについて合理的な説明はされていないことにも照らすと、上記主張はそもそも根拠のあいまいなものといわざるを得ない。

また、原告は、平成16年8月19日に厚生労働省医政局長から各都道府県知事宛に通達が発せられる前には、医療法人は、一般的に投資有価証券を保有することができないため、やむを得ず原告がAから余裕資金を借り入れ、原告名義等で証券等の購入を行っていた旨主張しているが、証拠（乙34、35）によれば、平成16年8月19日付けで厚生労働省医政局長が各都道府県知事宛に発した通達（医政発第0819001号、「病院会計準則の改正について」）が発せられる前の病院会計準則（昭和58年8月22日付け医発第824号、厚生省医務局長通知）においては、資産の貸借対照表価額について、「有価証券については、原則として購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。」と定められるなどしており、上記通達による改正後もその規定内容に大きな違いは認められない（乙34の6頁）。そうすると、平成16年の通達による状況の変化という原告の主張に裏付けがあるとはいえない。

以上検討したところに照らすと、原告主張各有価証券がAに帰属することを前提とする原告の主張は採用できない。

### 3 争点（3）について

原告は、本件未払給与等債務額と本件貸付金とが相殺されるべきである旨主張する。

そこで検討すると、前提事実（3）イ、ウ及び争いのない事実によれば、Aは、平成20年7月1日付けで、平成18年ないし平成20年に生じた原告に対する未払給与の額からこれらに係る源泉所得税の額を控除した額3965万0400円を短期貸付金勘定と相殺する経理処理をし、平成18年及び平成19年に生じた未払給与の支払（相殺）に係る源泉所得税については平成20年7月4日に、平成20年に生じた未払給与の支払（相殺）に係る源泉所得税については平成21年1月20日に、それぞれ国に納付しているのに対して、本件未払給与等債務額については、いずれも未払金として経理処理し、相殺の経理処理を行っていないことが認められる。以上によれば、本件未払給与等債務額と本件貸付金については、実際に相殺等の経理処理が行われるまでの間は、原告とAとの間の債権債務として別個独立して存在するものとみるのが相当であるし、原告は、本件未払給与等債務額と本件貸付金に関する原告とAとの間の事前の相殺合意についても何ら主張立証をしていないから、原告の上記主張は採用できない。

### 4 争点（4）について

原告は、本件利息相当額の算定について、基本通達36-49後段の定める利率によることの不当を主張する。

そこで検討すると、使用者が役員又は使用人に貸し付けた金銭の利息相当額の評価について、基本通達36-49は「当該金銭が使用者において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかな場合には、その借入金の利率により、その他の場合には、貸付けを行った日の属する年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の利率を加算した利率（括弧内省略）により評価する。」と定めている。本件において、前提事実（2）のとおり、Aが本件貸付金に付した利率は、0.01ないし2.0パーセントとされているところ、これらの利率が、Aにおける借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率の定めによったものと認められるような事情はうかがわれないから、基本通達36-28（2）の「課税しなくて差し支えない」との取扱いを採

用することはできず、本件貸付金の利息相当額の評価に当たり適用される利率は、商業手形の基準割引率（乙33）に年4パーセントを加算した4.1パーセントないし4.5パーセント（別表1参照）を採用するのが妥当である。

これに対して、原告は、基本通達36-49は、延滞税の利率を考慮して定められたものと考えられるところ、本件貸付金については、早期に弁済を求められていた事実はなく、履行遅滞があったわけでもないから、延滞税と同様の利率が適用される前提がない旨主張する。

しかしながら、まず、原告が、本件貸付金が早期に弁済を求められていたものではないという個別事情を主張する点についてみると、使用者が役員等に貸し付けた金銭が、使用者において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかでない場合に、利息相当額を個別に評価することとすると、貸主と借主の関係、担保の有無とその種類、貸付期間など種々の要素により異なった評価額が生じることとなり、納税者の予測可能性を害する上、課税事務の統一的な執行が困難になるおそれを生じさせるから、客観性を有する基準によって画一的に評価するという基本通達36-49の定めは、納税者の予測可能性の向上、納税者間の公平、納税者の便宜及び徴税費用の節減という見地から見て合理的なものというべきである。仮に、本件における個別事情に即して検討するとすれば、無担保で返還日も定めずにその額も巨額に及んでいる本件貸付金は、それが通常の貸付融資契約によってされた場合、むしろ高利率の利息を徴収されても仕方がないなどの様々な見方もあり得るのであって、かかる事情のいかににかかわらず利息相当額を画一的に評価することには合理性があるといえる。したがって、個別事情を考慮すべきであるという原告の主張は採用できない。

また、原告が、延滞税の利率によることの不当を主張する点についてみると、原告は延滞税（通則法60条。利率は年14.6%）を挙げるが、これは利子税（所得税法131条3項等。租税特別措置法（平成24年法律第16号による改正前のもの。）93条1項により、その利率は所定の場合に特例基準割合によるとされる。）をいう趣旨と解される。そして、基本通達36-49は、利息相当額を評価する利率として、利子税における特例基準割合を採用したものであるが、利子税の割合は税法上の基準金利（国から延納税金に相当する金銭を借り入れた場合の約定利率に相当するもの）と考えられ、客観性を有することに加え、特例基準割合が、国民にとって最も分かりやすい基準割引率（日本銀行法15条1項1号）を基準とし、かつ、変動要素を持った利率であることに照らすと、特例基準割合を採用したことには合理性があるものというべきである。したがって、特例基準割合によることが不当であるという原告の主張も採用できない。

## 5 争点（5）について

原告は、本件経済的利益の額に相当する金額は、原告の所得金額の計算上、必要経費に算入すべきである旨主張する。

しかしながら、本件経済的利益とされた利息相当額が本件各所得の計算上必要経費等として控除されるためには、当該利息相当額が、株式その他配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子であること、譲渡所得の基因となった資産を取得するために要した負債の利子であること、あるいは不動産所得又は事業所得を生ずべき業務について生じた費用であることが必要であるところ、原告は、本件借入金が、いずれの所得を稼得するためにいくら投入されているのかなど、その用途について具体的な主張立証をしていないから、本件経済的利益とされた利息相当額は、本件各所得の必要経費等であるとは認められない。

## 6 本件各更正処分等の適法性について

以上を前提として、本件各更正処分等についてみると、被告が本訴において主張する別紙課税の根拠及び計算記載の根拠はいずれも相当であり、かつ、その根拠に基づいて算定した原告の本件各年分の納付すべき税額は、同別紙の記載のとおりであると認められ、別表5記載の本件各更正処分等における納付すべき税額と一致するから、本件各更正処分等は、適法というべきである。

#### 第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 小林 宏司

裁判官 桃崎 剛

裁判官中村仁子は転補のため署名押印をすることができない。

裁判長裁判官 小林 宏司

(別紙)

指定代理人目録

田原昭彦、長倉哲也、高橋富士子、時任英俊、殖栗健一、野本寛之、小西雄貴

以上

別表1から別表3まで 省略

## 課税の経緯等

平成 20 年分

(単位：円)

項目		A 確定申告	B 更正処分	C 異義申立て	D 異議決定	E 審査請求	F 審査裁決		
年月日		平成21年 3 月16日	平成24年 2 月28日			平成24年 4 月11日	平成25年 3 月13日		
総所得金額		① 26,423,687	67,443,708			不明	棄却		
内訳	事業所得の金額	② △6,073,474	△6,073,474	直接審査請求					
	不動産所得の金額	③ 22,744,094	22,744,094						
	給与所得の金額	④ 9,753,067	50,773,088						
	株式等に係る譲渡所得等の金額	⑤ 0 (△660,351)	0 (△660,351)						
所得控除の額の合計額		⑥ 3,190,075	3,190,075						
課税総所得金額		⑦ 23,233,000	64,253,000						
課税総所得金額に対する税額		⑧ 6,497,200	22,905,200						
源泉徴収税額		⑨ 3,601,673	16,701,296						
予定納税額		⑩ 333,200	333,200						
納付すべき税額		⑪ 2,562,300	5,870,700						
過少申告加算税		⑫ -	330,000						
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額		⑬ 660,351	660,351						

注 ②欄の「△」は損失金額を表す。

⑤欄の金額は、他の所得と損益通算できない(租税特別措置法37条の10の6項4号、所得税法69条1項)ことから「株式等に係る譲渡所得等の金額」欄は零円となる。

なお、株式等に係る譲渡所得等の金額に係る損失の金額は、租税特別措置法37条の12の2の1項及び2項の規定により、翌年以降に繰り越されることとなる(⑬欄)。

## 課税の経緯等

平成21年分

(単位：円)

項目		A 確定申告	B 更正処分	C 異議申立て	D 異議決定	E 審査請求	F 審査裁決
年月日		平成22年3月15日	平成24年2月28日			平成24年4月11日	平成25年3月13日
総所得金額		① 14,286,680	51,361,839				
内訳	事業所得の金額	② △22,197,276	△22,197,276				
	不動産所得の金額	③ 9,630,889	9,630,889				
	給与所得の金額	④ 26,853,067	63,928,226				
株式等に係る譲渡所得等の金額		⑤ 0 (△22,905,076)	0 (△22,905,076)			不明	
所得控除の額の合計額		⑥ 2,339,420	2,339,420				
課税総所得金額		⑦ 11,947,000	49,022,000				棄却
課税総所得金額に対する税額		⑧ 2,406,510	16,812,800				
源泉徴収税額		⑨ 10,292,008	22,053,688			13,832,218	
予定納税額		⑩ 1,930,200	1,930,200			1,930,200	
納付すべき税額		⑪ △9,815,698	△7,171,088			△9,815,698	
過少申告加算税		⑫ -	264,000			-	
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額		⑬ 23,565,427	23,565,427			-	

注 ②欄の「△」は損失金額を表し、⑩欄の「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

⑤欄の金額は当該年分の上場株式等の配当所得の金額(1,290,500円)と株式等に係る譲渡所得等に係る損失の金額(24,195,576円)を損益通算した後の金額であり(租税特別措置法37条の12の2の1項)

他の所得と損益通算できない(租税特別措置法37条の10の6項4号、所得税法69条1項)ことから、「株式等に係る譲渡所得等の金額」欄は、零円となる。なお、株式等に係る譲渡所得等の金額に係る損失の金額は、租税特別措置法37条12の2の1項及び2項の規定により、翌年以降に繰り越されることとなる(⑬欄)。

⑬欄の金額は、平成20年分の翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額(660,351円)に本年分の翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額(22,905,076円)を加算した金額である。

## 課税の経緯等

平成22年分

(単位：円)

項目		A確定申告	B更正処分	C異議申立て	D異議決定	E審査請求	F減額更正処分	G審査裁決	
年月日		平成23年3月15日	平成24年2月28日			平成24年4月11日	平成24年5月10日	平成25年3月13日	
総所得金額		① 49,164,045	68,244,182	直接 審査 請求		不明	68,244,182	棄却	
内訳	事業所得の金額	② △29,882,622	△29,882,622				△29,882,622		
	不動産所得の金額	③ 33,110,348	33,110,348				33,110,348		
	給与所得の金額	④ 26,800,000	45,880,137				45,880,137		
	総合譲渡・一時所得の金額	⑤ 19,136,319	19,136,319				19,136,319		
	分離長期譲渡所得の金額	⑥ 1,707,069	1,707,069				1,707,069		
株式等に係る譲渡所得等の金額	⑦ 0 (920,715)	0 (△920,715)	0 (△920,715)						
所得控除の額の合計額		⑧ 2,589,420	2,589,420				2,589,420		
課税総所得金額		⑨ 46,574,000	65,654,000				65,654,000		
課税分離長期譲渡所得の金額		⑩ 1,707,000	1,707,000				1,707,000		
算出税額	⑨に対する税額	⑪ 15,833,600	23,465,600				23,465,600		
	⑩に対する税額	⑫ 256,050	256,050				256,050		
	合計	⑬ 16,089,650	23,721,650				23,721,650		
源泉徴収税額		⑭ 11,367,688	16,865,548				13,188,424		16,867,548
納付すべき税額		⑮ 4,721,900	6,856,100				4,722,000		6,854,100
過少申告加算税		⑯ -	213,000				-		-
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額		⑰ 24,486,142	24,486,142				-		24,486,142

注 ②欄の「△」は損失金額を表す。

⑦欄の全額は、当該年分の上場株式等の配当所得の金額(16,827,002円)と株式等に係る譲渡所得等に係る損失の金額(17,747,717円)とを損益通算した後の金額であり(租税特別措置法37条の12の2の1項)、他の所得と損益通算できない(租税特別措置法37条の10の6項4号、所得税法69条1項)ことから、「株式等に係る譲渡所得等の金額」欄は、零円となる。なお、株式等に係る譲渡所得等の金額に係る損失の金額は租税特別措置法37条の12の2の1項及び2項の規定により、翌年以降に繰り越されることとなる(欄)。

⑰欄の金額は、平成20年分の翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額(660,351円)及び平成21年分の翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額(22,905,076円)に、本年分の翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額(920,715円)を加算した金額である。

## 課税の根拠及び計算

## 1 本件各更正処分の根拠

被告が本訴において主張する本件各年分の所得税に係る総所得金額等及び納付すべき税額は、以下のとおりである（別表5参照）。

なお、以下において、「△」を付して表示する金額は、損失の金額又は還付される税額を表す。

## (1) 平成20年分

ア 総所得金額（別表5 平成20年分 ①欄） 6744万3708円

上記金額は、次の（ア）ないし（ウ）の各金額の合計額である。

（ア）事業所得の金額（別表5 平成20年分 ②欄） △607万3474円

上記金額は、原告が平成20年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

（イ）不動産所得の金額（別表5 平成20年分 ③欄） 2274万4094円

上記金額は、原告が平成20年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

（ウ）給与所得の金額（別表5 平成20年分 ④欄） 5077万3088円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を控除した残額である。

a 給与等の収入金額 5523万4830円

上記金額は、次の（a）及び（b）の各金額の合計額である。

（a）確定申告における給与等の収入金額 1205万5860円

上記金額は、原告が平成20年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

（b）本件経済的利益の額（別表6 平成20年分計 ⑤欄） 4317万8970円

原告は、Aから通常の利率よりも低い利率により金銭の借入れを行っていたと認められるところ、上記金額は、本件利息相当額と本件受取利息額との差額（本件経済的利益の額）であり、原告がAから受けた経済的な利益の価額として所得税法28条1項に規定する給与等に該当することから、給与等の収入金額に加算すべき金額である。

b 給与所得控除額 446万1742円

上記金額は、平成20年中の給与等の収入金額から控除される給与所得控除額であり、所得税法28条3項の規定に基づき算出される金額である。

イ 株式等に係る譲渡所得等の金額（別表5 平成20年分 ⑦欄） 零円

（△66万0351円）

上記括弧内の金額は、原告が平成20年分の所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の繰越用）に記載した金額と同額である。

なお、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額については、租税特別措置法37条の10第1項後段の規定により生じなかったものとみなされることから、上記金額は零円となる。

ウ 所得控除の額の合計額（別表5 平成20年分 ⑧欄） 319万0075円

上記金額は、原告が平成20年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

エ 課税総所得金額（別表5 平成20年分 ⑨欄） 6425万3000円

上記金額は、上記アの総所得金額6744万3708円から上記ウの所得控除の額の合計額

(別紙)

319万0075円を控除した後の金額(ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。以下同じ。)である。

オ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 零円

上記金額は、上記イのとおり、株式等に係る譲渡所得等の金額が零円となることから、課税譲渡所得等の金額も零円となる。

カ 納付すべき税額(別表5 平成20年分 ⑩欄) 587万0700円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額から次の(ウ)及び(エ)の各金額を控除した後の金額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。以下同じ。)である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額(別表5 平成20年分 ⑪欄) 2290万5200円

上記金額は、上記エの金額に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 零円

(ウ) 源泉徴収税額(別表5 平成20年分 ⑭欄) 1670万1296円

上記金額は、次のaないしcの各金額の合計額である。

a D大学による源泉徴収税額 1673円

上記金額は、原告が平成20年分の所得税の確定申告書に記載したD大学からの給与所得に係る源泉徴収税額と同額である。

b Aによる源泉徴収税額 360万円

上記金額は、原告が平成20年分の所得税の確定申告書に記載したAからの給与所得に係る源泉徴収税額と同額である。

c 本件経済的利益の額に係る源泉徴収税額(別表6 平成20年分計 ⑨欄)

1309万9623円

上記金額は、Aが原告に対し本件経済的利益の供与をした際、所得税法183条1項及び216条の規定により、本件経済的利益の額に係る所得税を徴収し、これを国に納付しなければならない金額である。

(エ) 予定納税額(別表5 平成20年分 ⑮欄) 33万3200円

上記金額は、原告が平成20年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

キ 翌期へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額(別表5 平成20年分 ⑱欄)

66万0351円

上記金額は、原告が平成20年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

(2) 平成21年分

ア 総所得金額(別表5 平成21年分 ①欄) 5136万1839円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額(別表5 平成21年分 ②欄) △2219万7276円

上記金額は、原告が平成21年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

(イ) 不動産所得の金額(別表5 平成21年分 ③欄) 963万0889円

上記金額は、原告が平成21年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

(ウ) 給与所得の金額(別表5 平成21年分 ④欄) 6392万8226円

(別紙)

上記金額は、次の a の金額から b の金額を控除した残額である。

a 給与等の収入金額 6908万2344円

上記金額は、次の (a) 及び (b) の各金額の合計額である。

(a) 確定申告における給与等の収入金額 3005万5860円

上記金額は、原告が平成21年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

(b) 本件経済的利益の額 (別表6 平成21年分計 ⑤欄) 3902万6484円

後記第5で述べるとおり、原告は、Aから通常の利率よりも低い利率により金銭の借入れを行っていたと認められるところ、上記金額は、本件利息相当額と本件受取利息額との差額 (本件経済的利益の額) であり、原告がAから受けた経済的な利益の価額として所得税法28条1項に規定する給与等に該当することから、給与等の収入金額に加算すべき金額である。

b 給与所得控除額 515万4118円

上記金額は、平成21年中の給与等の収入金額から控除される給与所得控除額であり、所得税法28条3項の規定に基づき算出される金額である。

イ 株式等に係る譲渡所得等の金額 (別表5 平成21年分 ⑦欄) 零円  
(△2290万5076円)

上記括弧内の金額は、原告が平成21年分の所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用) に記載した金額と同額である。

なお、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額については、租税特別措置法37条の10第1項後段の規定により生じなかったものとみなされることから、上記金額は零円となる。

ウ 所得控除の額の合計額 (別表5 平成21年分 ⑧欄) 233万9420円

上記金額は、原告が平成21年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

エ 課税総所得金額 (別表5 平成21年分 ⑨欄) 4902万2000円

上記金額は、上記アの総所得金額5136万1839円から上記ウの所得控除の額の合計額233万9420円を控除した後の金額である。

オ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 零円

上記金額は、上記イのとおり、株式等に係る譲渡所得等の金額が零円となることから、課税譲渡所得等の金額も零円となる。

カ 納付すべき税額 (別表5 平成21年分 ⑩欄) △717万1088円

上記金額は、次の (ア) 及び (イ) の金額の合計額から次の (ウ) 及び (エ) の各金額を控除した後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 (別表5 平成21年分 ⑪欄) 1681万2800円

上記金額は、上記エの金額に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 零円

(ウ) 源泉徴収税額 (別表5 平成21年分 ⑭欄) 2205万3688円

上記金額は、次の a ないし d の各金額の合計額である。

(別紙)

a D大学による源泉徴収税額 1673円

上記金額は、原告が平成21年分の所得税の確定申告書に記載したD大学からの給与所得に係る源泉徴収税額と同額である。

b Aによる源泉徴収税額 1020万円

上記金額は、原告が平成21年分の所得税の確定申告書に記載したAからの給与所得に係る源泉徴収税額と同額である。

c 上場株式等の配当所得に係る源泉徴収税額 9万0335円

上記金額は、原告が平成21年分の所得税の確定申告書に記載した上場株式等の配当所得に係る源泉徴収税額と同額である。

d 本件経済的利益の額に係る源泉徴収税額 (別表6 平成21年分計 ⑨欄)

1176万1680円

上記金額は、Aが原告に対し本件経済的利益の供与をした際、所得税法183条1項及び216条の規定により、本件経済的利益の額に係る所得税を徴収し、これを国に納付しなければならない金額である。

(エ) 予定納税額 (別表5 平成21年分 ⑩欄) 193万0200円

上記金額は、原告が平成21年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

キ 翌期へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額 (別表5 平成21年分 ⑪欄)

2356万5427円

上記金額は、原告が平成21年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

### (3) 平成22年分

ア 総所得金額 (別表5 平成22年分 ①欄) 6824万4182円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額 (別表5 平成22年分 ②欄) △2988万2622円

上記金額は、原告が平成22年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

(イ) 不動産所得の金額 (別表5 平成22年分 ③欄) 3311万0348円

上記金額は、原告が平成22年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

(ウ) 給与所得の金額 (別表5 平成22年分 ④欄) 4588万0137円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を控除した残額である。

a 給与等の収入金額 5008万4355円

上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。

(a) 確定申告における給与等の収入金額 3000万円

上記金額は、原告が平成22年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

(b) 本件経済的利益の額 (別表6 平成22年分計 ⑤欄) 2008万4355円

後記第5で述べるとおり、原告は、Aから通常の利率よりも低い利率により金銭の借入れを行っていたと認められるところ、上記金額は、本件利息相当額と本件受取利息額との差額(本件経済的利益の額)であり、原告がAから受けた経済的な利益の価額として所得税法28条1項に規定する給与等に該当することから、給与等の収入金額に加算すべき金額である。

(別紙)

b 給与所得控除額 420万4218円

上記金額は、平成22年中の給与等の収入金額から控除される給与所得控除額であり、所得税法28条3項の規定に基づき算出される金額である。

(エ) 総合譲渡・一時所得の金額(別表5 平成22年分 ⑤欄) 1913万6319円

上記金額は、原告が平成22年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

イ 分離長期譲渡所得の金額(別表5 平成22年分 ⑥欄) 170万7069円

上記金額は、原告が平成22年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

ウ 株式等に係る譲渡所得等の金額(別表5 平成22年分 ⑦欄) 零円

(△92万0715円)

上記括弧内の金額は、原告が平成22年分の所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用)に記載した金額と同額である。

なお、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額については、租税特別措置法37条の10第1項後段の規定により生じなかったものとみなされることから、上記金額は零円となる。

エ 所得控除の額の合計額(別表5 平成22年分 ⑧欄) 258万9420円

上記金額は、原告が平成22年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

オ 課税総所得金額(別表5 平成22年分 ⑨欄) 6565万4000円

上記金額は、上記アの総所得金額6824万4182円から上記エの所得控除の額の合計額258万9420円を控除した後の金額である。

カ 課税分離長期譲渡所得の金額(別表5 平成22年分 ⑩欄) 170万7000円

上記金額は、上記イの分離長期譲渡所得の金額(ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

キ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 零円

上記金額は、上記ウのとおり、株式等に係る譲渡所得等の金額が零円となることから、課税譲渡所得等の金額も零円となる。

ク 納付すべき税額(別表5 平成22年分 ⑬欄) 685万4100円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額から次の(エ)の金額を控除した後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額(別表5 平成22年分 ⑪欄) 2346万5600円

上記金額は、上記オの金額に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 課税分離長期譲渡所得に対する税額(別表5 平成22年分 ⑫欄)

25万6050円

上記金額は、上記カの金額に租税特別措置法31条1項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 零円

(エ) 源泉徴収税額(別表5 平成22年分 ⑭欄) 1686万7548円

上記金額は、次のaないしcの各金額の合計額である。

a Aによる源泉徴収税額 1020万円

(別紙)

上記金額は、原告が平成22年分の所得税の確定申告書に記載したAからの給与所得に係る源泉徴収税額と同額である。

b 上場株式等の配当所得に係る源泉徴収税額 116万9688円

上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。

(a) 上場株式等の配当所得に係る源泉徴収税額 116万7688円

上記金額は、原告が平成22年分の所得税の確定申告書に記載した上場株式等の配当所得に係る源泉徴収税額と同額である。

(b) 上場株式等の配当所得に係る源泉徴収税額計算誤り 2000円

上記金額は、原告が、平成22年分の所得税の確定申告書に、銘柄名「E」の配当収入208万4616円に係る源泉徴収税額として記載した14万3923円と、正当な源泉徴収税額である14万5923円(208万4616円×7パーセント)との差額であり、上場株式等の配当所得に係る源泉徴収税額とされる金額である。

c 本件経済的利益の額に係る源泉徴収税額(別表6 平成22年分計 ⑨欄) 549万7860円

上記金額は、Aが原告に対し本件経済的利益の供与をした際、所得税法183条1項及び216条の規定により、本件経済的利益の額に係る所得税を徴収し、これを国に納付しなければならない金額である。

ケ 翌期へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の全額(別表5 平成22年分 ⑩欄) 2448万6142円

上記金額は、原告が平成22年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

## 2 本件各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各年分の所得税に係る総所得金額等、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額は、それぞれ上記1(1)ア、カ及びキ、同(2)ア、カ及びキ、同(3)ア、イ、ク及びケのとおりであり、これらの金額は、本件各更正処分における総所得金額等、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額といずれも同額であるから、本件各更正処分は適法である。

## 3 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

上記2のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、本件各更正処分により原告が新たに納付すべき税額については、その計算の基礎となった事実について、原告がこれをその計算の基礎としなかったことに、通則法65条4項所定の「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、原告に課されるべき過少申告加算税の額は、本件各更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額を基礎として、次の(1)ないし(3)のとおり計算した金額となり、これらの金額は、本件各賦課決定処分の額といずれも同額であるから、本件各賦課決定処分は適法である。

(1) 平成20年分(別表5 平成20年分 ⑰欄) 33万円

上記金額は、平成20年分の所得税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額330万円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。以下同じ。)を基礎として、これに通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

(別紙)

(2) 平成21年分 (別表5 平成21年分 ⑰欄) 26万4000円

上記金額は、平成21年分の所得税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額264万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

(3) 平成22年分 (別表5 平成22年分 ⑰欄) 21万3000円

上記金額は、平成22年分の所得税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額213万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

別表5 被告主張の総所得金額、納付すべき税額及び過少申告加算税等

(単位：円)

年分		平成20年分	平成21年分	平成22年分	
総所得金額		①	67,443,708	51,361,839	68,244,182
内 訳	事業所得の金額	②	△ 6,073,474	△ 22,197,276	△ 29,882,622
	不動産所得の金額	③	22,744,094	9,630,889	33,110,348
	給与所得の金額	④	50,773,088	63,928,226	45,880,137
	総合譲渡・一時 所得の金額	⑤	—	—	19,136,319
分離長期譲渡所得の金額		⑥	—	—	1,707,069
株式等に係る譲渡所得等 の金額		⑦	0 (△660,351)	0 (△22,905,076)	0 (△920,715)
所得控除の額の合計額		⑧	3,190,075	2,339,420	2,589,420
課税総所得金額		⑨	64,253,000	49,022,000	65,654,000
課税分離長期 譲渡所得の金額		⑩	—	—	1,707,000
算 出 税 額	⑨に対する税額	⑪	22,905,200	16,812,800	23,465,600
	⑩に対する税額	⑫	—	—	256,050
	合計	⑬	22,905,200	16,812,800	23,721,650
源泉徴収税額		⑭	16,701,296	22,053,688	16,867,548
予定納税額		⑮	333,200	1,930,200	—
納付すべき税額		⑯	5,870,700	△7,171,088	6,854,100
過少申告加算税		⑰	330,000	264,000	213,000
翌年へ繰り越す株式等に 係る譲渡損失の金額		⑱	660,351	23,565,427	24,486,142

(注)「②」欄の「△」は損失金額を表し、「⑯」欄の「△」は還付金額を表す。

別表 6 及び別表 7 省略